

議案第68号

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都最低賃金の引上げ等に鑑み、臨時職員の賃金を改正するため、本案を提出するものであります。

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市臨時職員の任用等に関する条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表一般事務の項中「960円」を「990円」に改め、同表技術（土木、建築等）の項中「1,100円」を「1,130円」に改め、同表保健師の項中「1,720円」を「1,750円」に改め、同表看護師の項中「1,550円」を「1,580円」に改め、同表保育士の項中「1,180円」を「1,210円」に改め、同表栄養士の項中「1,200円」を「1,230円」に改め、同表児童厚生員の項及び学童保育指導員の項中「1,130円」を「1,160円」に改め、同表社会福祉士の項及び精神保健福祉士の項中「1,650円」を「1,680円」に改め、同表学芸員の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同表軽作業（用務等）の項中「960円」を「990円」に改め、同表給食調理の項中「1,050円」を「1,080円」に改め、同表その他の職種の項中「1,720円」を「1,750円」に改める。

付 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

議案第68号資料1

小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表(第5条、第13条関係)		別表(第5条、第13条関係)		賃金の引上げ
職種	1時間当たりの賃金	職種	1時間当たりの賃金	
一般事務	990円	一般事務	960円	任命権者が定める限度額の引上げ
技術(土木、建築等)	1,130円	技術(土木、建築等)	1,100円	
保健師	1,750円	保健師	1,720円	
看護師	1,580円	看護師	1,550円	
保育士	1,210円	保育士	1,180円	
栄養士	1,230円	栄養士	1,200円	
児童厚生員	1,160円	児童厚生員	1,130円	
学童保育指導員	1,160円	学童保育指導員	1,130円	
社会福祉士	1,680円	社会福祉士	1,650円	
精神保健福祉士	1,680円	精神保健福祉士	1,650円	
学芸員	1,300円	学芸員	1,200円	
省略		省略		
軽作業(用務等)	990円	軽作業(用務等)	960円	
給食調理	1,080円	給食調理	1,050円	
その他の職種	1,750円までを限度として、職務の内容に基づき、他の臨時職員の賃金との均衡を考慮して任命権者が定める額	その他の職種	1,720円までを限度として、職務の内容に基づき、他の臨時職員の賃金との均衡を考慮して任命権者が定める額	

付 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

議案第68号資料2

多摩26市における臨時職員（一般事務）
の賃金単価及び引上げ予定について

1 多摩26市における臨時職員（一般事務）の賃金単価（平成30年4月1日現在）

1,040円 1市

990円 6市

980円 2市

970円 5市

960円 9市

958円 3市

※ 小金井市は960円

2 賃金単価が東京都最低賃金（985円）を下回る自治体（19市）の賃金単価改正予定額

985円 3市

990円 11市

1,000円 1市

未定 4市

※ 小金井市は990円に引上げ予定

※ 賃金単価は、全て1時間当たりの賃金単価

臨時職員の職種別賃金単価の多摩 2 6 市平均との比較

単位 (円)

職種	26市 平均額	現行		増額	改正	
		賃金額	26市平均 との差額		賃金額	26市平均 との差額
一般事務	973	960	△ 13	30	990	17
技術 (土木、建築等)	1, 193	1, 100	△ 93	30	1, 130	△ 63
保健師	1, 785	1, 720	△ 65	30	1, 750	△ 35
看護師	1, 612	1, 550	△ 62	30	1, 580	△ 32
保育士	1, 100	1, 180	80	30	1, 210	110
栄養士	1, 248	1, 200	△ 48	30	1, 230	△ 18
児童厚生員	1, 097	1, 130	33	30	1, 160	63
学童保育指導員	1, 091	1, 130	39	30	1, 160	69
社会福祉士	1, 603	1, 650	47	30	1, 680	77
精神保健福祉士	1, 661	1, 650	△ 11	30	1, 680	19
学芸員	1, 453	1, 200	△ 253	100	1, 300	△ 153
重労働 (ごみ収集等)	1, 184	1, 300	116	0	1, 300	116
軽作業 (用務等)	1, 008	960	△ 48	30	990	△ 18
給食調理	1, 024	1, 050	26	30	1, 080	56

※ 26市平均額は、平成30年4月1日現在の賃金額で小数点以下を四捨五入